

平成31年度(2019年度)生涯スポーツ地域振興助成事業実施要項

1 目的

県内各地域における生涯スポーツ振興事業の促進とスポーツ精神の高揚に努め、併せて県民の健康増進や体力の向上に寄与していくことを目的に実施する。

2 主催

公益財団法人埼玉県スポーツ協会

3 事業実施期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

4 助成の対象条件

1) 2市町村以上の各体育協会・スポーツ協会が主催もしくは共催する地域スポーツ事業とする。

※ 上記の事項を要項等に必ず、記載すること。

2) 体育協会・スポーツ協会または、その加盟団体によるスポーツ交流会・研修会とする。

3) 実施する事業の開催要項には、必ず各市町村体育協会・スポーツ協会名を明記する。

5 助成額

1つの事業に対して10万円の助成をする。但し、開催事業予算総額は20万円以上の事業とする。

6 募集事業数 20事業 ※ 下記参照

7 申請方法

1) 別添様式により申請書を7月31日(水)の締切日までに提出すること。

2) 助成申請書には、必ず受入側市町村体育・スポーツ協会会長名で申請すること。

3) 主催者賠償責任保険適用のため、該当事業実施要項において交流する全ての市町村体育協会・スポーツ協会が主催もしくは共催となること。

8 事業終了後の報告

- 1) 事業終了後、すみやかに事業報告書を提出する。
- 2) 事業活動状況の写真を、事業報告書に添付する。

9 証拠書類の保管

助成事業執行に伴う各経理の領収書等証拠書類は支出科目ごとに完備しておくこと。場合によっては、書類提出を求めることがある。

10 備考

- 1) 同じ市町村による交流事業の申請については、2件までとする。
ただし、申請件数が20事業を超えた場合には、初めての申請事業者を優先とする。尚、申請事業数が20事業を超えた場合には、同一事業者で2事業申請した申請者と協議し、募集件数内に調整する。
- 2) 募集事業数が20事業に満たない時には、追加募集を実施する。その場合には、助成が決定した以外の市町村体育・スポーツ協会事務局へメールで案内する。